

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

社会福祉法人 きなり

この訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書は、訪問看護を受けられる際に、ご本人・ご家族に対し、事業運営規定の概要や訪問看護従事者などの業務内容等、サービスの選択に資すると認められる重要な事項を示したものであります。

I 訪問看護事業者の概要

法人名	社会福祉法人 きなり		
所在地	〒308-0847 茨城県筑西市玉戸1289-38		
代表者名	理事長 鈴木 宏美		
電話番号	0296-45-6297	FAX番号	0296-45-6298

II 訪問看護事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	Tamadoナースステーションきなり
管理者	木下 真里
所在地	〒308-0847茨城県筑西市玉戸1289-38
電話番号	0296-45-6292
FAX番号	0296-45-6293
介護保険指定事業者番号	0862790102
事業所のその他サービス	
通常の事業の実施地域	筑西市、結城市、下妻市、つくば市、真岡市、下野市、小山市

(1) 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状態や家庭環境を踏まえ、介護保険その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業所、地域の保険・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努める。

(2) 職員体制

管理者	1名(常勤、看護職員と兼務とする)
看護職員等	2.5名以上(指定基準を遵守しています)
看護補助者	1名
事務員	1名

(3) 営業日及び営業時間

営業時間	午前9時～午後6時まで
連絡先	0296-45-6292
営業日	月曜日から土曜日 (ただし、GW(祝日の日に限る))、年始年末
	※日曜日はオンコール体制のみ

(4) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	従業者の管理、訪問看護・介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。サービス従事者も兼務する。
サービス従事者	居宅に訪問し、訪問看護・介護予防訪問看護サービスの実施、訪問看護事業に係る事務処理を行う。
看護補助者	看護師と協働しケアの充足・質の確保を目的に、訪問看護・介護予防訪問看護サービスの補助および事務処理を行う。
事務員	事業に係る事務処理を行う。

1. サービス内容

訪問看護または介護予防訪問看護は病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下、「訪問看護職員」といいます)が、その居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を図る。

【居宅における主な療養上の世話及び診療の補助内容】

- 全身状態観察 ○療養・介護相談 ○整容・更衣・保清 ○移動・移乗介助 ○環境整備 ○排泄ケア ○認知症のケア・相談 ○精神的ケア ○家族介護力支援 ○社会資源調整・退院に向けた協働支援 ○栄養確保の援助・相談 ○口腔の健康状態の評価、口腔ケア ○吸引・吸入 ○服薬管理

特別な医療処置等	在宅成分栄養経管栄養法(胃瘻、経鼻胃、経腸)、各種瘻孔管理
	各種留置カテーテル(IVH、PICC、膀胱内留置、PTGBD、CAPD等)管理
	人工呼吸器・在宅酸素療法・在宅持続陽圧呼吸療法管理
	気管切開、気切カニューレ交換・管理
	人工肛門処置・管理、人工膀胱処置・管理
	在宅患者訪問点滴注射、浣腸・摘便など処置、採血等検体採取
緩和ケア・ターミナルケア、看護師特定行為、褥瘡・創傷管理、緊急時対応	

【リハビリテーション】

- 在宅におけるリハビリテーション ○呼吸リハビリテーション ○介護者への技術伝達
- 介護に関する各種助言など

2. 利用料及びその他の費用の額

(1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成により、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化などに合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であることなどを利用者等に説明し同意を得ることとします。

(2) 利用料金

① 介護保険対象者の利用料(介護報酬告示上の額(月単位)料金表を参照)

- ・主治医より訪問看護指示書の発行された方で、介護保険からの給付サービス対象者です。
- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用に掛かる額の支払いを受けるものとします。
- ・Tamadoナースステーションきなり 介護保険料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで必要になった別途費用を事業所に支払うものとします。
- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、地域単価(7級地 1単位=10.21円)を乗じた額の負担割合に応じた額(1~3割)です。介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ・上記の通常の実施地域以外の訪問の場合は、別途交通費が必要となる場合があります。

②医療保険対象者の利用料(診療報酬の額 料金表を参照)

・主治医より訪問看護が必要だと判断された方で、介護保険の対象外・悪性腫瘍末期・人工呼吸器装着中などの状態にある場合または、病状の悪化により特別訪問看護指示書が発行された場合、医療保険の対象となります。

・Tamadoナースステーションきなり 医療保険料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで必要になった別途費用を事業所に支払うものとします。

・福祉医療対象者や特定疾患受給者など該当する場合は、サービス利用前にお申し出ください。

・難病法に基づく医療費助成制度を受けられている利用者においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示ください、写真かコピーをとらせて頂きます。

③上記以外の利用料 処置に要した備品に係る費用については、実費を徴収します。

④前項の利用料等の支払いを受けた場合は、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付します。

(3) 支払方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いいたします。

ア) 指定口座からの自動引き落とし(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします)

イ) 銀行振込(期日までにお振込みをお願いいたします。手数料は利用者負担となります。)

ウ) 現金

3. 衛生管理及び従事者の健康管理等

(1)施設の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

(2)事業所は従事者に対し、感染症などに関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

4. キャンセル規定

(1)サービスの利用をキャンセルされる場合は、訪問看護利用予定日の前日までにご連絡をお願いいたします。

(2)前日までにご連絡がない場合は、訪問看護サービスの利用者負担分をご請求させていただくことがあります。

5. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

訪問看護・介護予防訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します(居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください)

(2)サービスの終了

訪問看護サービス契約書 第10条の規定に準じます。

(3)サービス利用にあたっての留意事項

利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態などを従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意してください。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供にあたり、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

7. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震などの災害に対処するための計画に基づき、年1回定期的に計画の見直しや、定期的な研修を実施します。また、計画に基づいて災害対策を講じます。

8. 虐待防止に関する事項

(1)事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他、虐待防止のために必要な措置

(2)事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または擁護者(利用者の家族等 現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとします。

9. 個人情報の保護について

(1)事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

(2)事業所の職員は当該事業を行う上で知り得た、利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。契約が終了した後も継続します。

(3)従事者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

10. 損害賠償

利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

11. 苦情申立窓口

①Tamadoナースステーションきなり 担当者 管理者 木下真里

受付時間 平日午前9時～午後6時

電話番号 0296-45-6292

FAX番号 0296-45-6293

②茨城県国民健康保険団体連合会

開設時間 平日午前9時～午後5時

電話番号 029-301-1565

③栃木県国民健康保険団体連合会

開設時間 平日午前9時～午後5時

電話番号 028-643-2220

12. その他

訪問看護料金表(介護保険)、訪問看護料金表(医療保険)について、この他に主治医が発行する訪問看護指示書・手順書等の料金が医療保険として主治医の医療機関から発生します。ご了承ください。

※ 表示は訪問看護指示書の医療保険自己負担が1割の場合の金額です。

通常の訪問看護指示書(毎月～6月毎) 300円

特別訪問看護指示書(必要時) 100円

在宅患者訪問点滴注射指示書(必要時)100円

手順書(必要時) 150円

令和 年 月 日

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

【事業者】

法人名 社会福祉法人 きなり
所在地 茨城県筑西市玉戸1289番地38
事業所名 Tamadoナースステーションきなり

管理者 木下 真里 印

説明者 _____

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【身元引受人(署名代行者)】

住所 _____

氏名 _____

本人との関係 _____

【家族代表者】

住所 _____

氏名 _____

本人との関係 _____

